



賃上げと雇用の安定・最賃で地域の活性化

STOP暴走政治！憲法いかし守れ！平和といのち

# 17 春闘 NEWS

No. 7・2017/6/2

発行：宮城県春闘共闘／宮城県労連 TEL:022-211-7002

fax:022-211-7004

〒980-0022 宮城県仙台市青葉区五橋 1-5-13

## ＝5年を超えて働けば、だれでも無期雇用の権利＝ ＜使用者は拒否できない！＞

**宮城県労連** 東北大学の3000名を超える非正規職員の  
雇止めを考える市民シンポジウムを開催



東北大学職員の方を始めフロアから溢れる程多くの方が参加。

5月31日、「みやぎ2017市民の憲法行事」（今年は37行事が企画）の参加行事として宮城県労連が、「東北大学の3000名を超える非正規職員の雇止めを考える」市民シンポジウムを開催しました。市民シンポは、当事者である東北大学職員はじめ他大学や民間職場から会場に入れきれず外にあふれる135名の参加者で、熱気あふれる集会となりました。

市民シンポジウム開催の目的は、2013年4月に改正された労働契約法に、新たに18条（無期労働契約への転換）、19条（「雇止め法理」の法定化）、20条（不合理な労働条件の禁止）の条文が加わったことで、有期契約（期間の定めのある契約）の労働者が通算5年を超えると、だれでも申込みにより、無期契約（期間の定めのない契約）になるという法律を多くのみなさんに知らせ、労働組合に加入して安定的かつ意欲的に働く職場環境づくりを社会的にアピールすることになりました。

法律改正時の議論では、無期転換前の雇止めが最大の懸念材料だったとして、高橋千鶴子衆議院議員（共産党）（国会情勢で参加が難しくなったためにメッセージを紹介）と郡和子衆議院議員の石田一也秘書（民進党）から報告をいただきました。

シンポの冒頭、東北大学職員組合の小野寺智雄さんは、大学当局が労働契約法の無期雇用の権利（無期転換権）を行使させないために、2018年3月31日で1500人の大量「雇止め」方針を変えよとしていない実態や労働局からの行政指導にも従わない異常な当局の姿勢を報告しました。当局による「雇止め」対象者数は、3200人（2018年3月末が1500人で、2019年3月末と2020年3月末で1700人）にも達し、「大量の新人で教育研究活動が停滞する。新たに雇用する1500人の教育コストがムダだ。大学に取ってマイナスでは」という声が、大学病院はじめ学内から寄せられています（東北大学総長に対する職員アンケートに1000人を超える切実な声が寄せられました）。



当事者としての思いを語るパネリストの後藤さん

4人のシンポジストのみなさんからは、「無期転換権をうばう雇止めは労働契約法第18条から見ても大きな問題だ」「労働契約書の不更新条項があったとしてもそれで労働者の期待権がなくなるわけではない」（長沼拓弁護士）、「基幹的労働者・熟練労働者が大量に雇止めになれば大学の運営が混乱する。運営交付金の削減も大きい、5年で人が入れ替えられれば仕事の効率も下がる。労働者の尊厳を傷つけることにもなる」（東北大学職員組合飛田博実委員長）、「無期転換のたたかいで札幌市児童会館指導員

140人の雇止めを撤回させた。無期転換のプロジェクトを立ち上げた。無期転換の相談も多く北海道新聞が一面で私たちの運動を報道している。労働組合に加入してがんばろう」（道労連黒澤幸一議長）と、多彩な運動が紹介されました。

東北大学職員組合の当事者である非正規職員の後藤洋子さんは、「東北大学で12年間勤務をしている。5年でようやくベテランと呼ばれる仕事です。雇用を5年で打ち切りという大学当局のみなさんは仕事の理解がない人たちです。ベテランを新人に切り替えるというのは大学に取っても大きな損失です。生活を維持するためにもがんばる」と語りました。

フロアからの発言では、「東北大学のことが国会でも取り上げられ、全国の大学でも対応が変わってきた。厚労省や文科省の交渉内容をみなさんに知らせて雇止めの撤回までがんばろう」（全国大学高専教職員組合）、「非常勤職員の定員化の運動もしてきた。非常勤職員の雇止め撤回・待遇改善は当事者の怒りからです。私たちも応援をする共にごがんばろう」（全日本国立医療労働組合）、「職員組合の交渉相手は理事会であり教授会だ。大量解雇ストップのためにOBとして出来ることがあればがんばりたい」（東北大学退職者）など、これからの運動への提案やエールが送られました。

シンポジウムのまとめを行った遠藤秋雄宮城一般労働組合副委員長は、労働契約法18条・19条・20条は、新しく条文化された法律です。無期転換する5年という出発時期は2013年4月1日で、丸5年となるのが2018年4月1日です。4月1日以降“期間の定めのない雇用になります”と宣言をすれば、だれでも無期雇用となります。使用者はこれを拒否できません。しかしこの「無期転換ルール」が知られていません。インターネットによる調査では、非正規の85%が「知らない」と回答しています。一方で、企業側は71%が「内容を理解している」と回答しています。東北大学当局が無期転換権を嫌い、3200人の大量解雇を強行しようとしています。非正規職員の大量解雇反対の運動を宮城から全国に発信していきましょと結びました。